企業誘致支援制度 FAQ

◆進出企業様向け◆

Q1. 鎌ケ谷市に事業所を新たに設置したいのですが、支援制度はありますか?

A 1. 鎌ケ谷市企業誘致促進条例に基づく支援制度がございます。市が指定した対象業種や 用途地域内において事業所を営もうとする企業は、投下固定資産額や常用雇用者数など 一定の条件を満たした場合、企業立地奨励金を受けることができます。

なお、一定の条件を満たす企業が初めて鎌ケ谷市に事業所を設置する場合は、鎌ケ谷 市企業誘致促進条例第2条第6号の「新設」に該当します。

Q2. 鎌ケ谷市内の事業所を拡張したいのですが、支援制度はありますか?

A 2. 鎌ケ谷市企業誘致促進条例に基づく支援制度がございます。市が指定した対象業種や 用途地域内において事業所を営もうとする企業は、投下固定資産額や常用雇用者数など 一定の条件を満たした場合、企業立地奨励金を受けることができます。

なお、一定の条件を満たす企業が鎌ケ谷市内に事業所を拡張する場合は、鎌ケ谷市企業誘致促進条例第2条第7号の「市内再投資」に該当します。

Q3.企業立地奨励金の対象となる業種を教えてください。

- A3. 鎌ケ谷市において支援制度の対象となる業種は次のとおりです。 なお、各業種の詳細は、日本標準産業分類における産業分類番号で表しています。
 - (1)製品の製造に係る事業 大分類 E 製造業、中分類 09 食料品製造業から中分類 32 その他の製造業までに分類される業種であって、小分類の管理・補助的経済活動を行う事業所に分類されるもの
 - (2)本市の特産品の加工に係る事業 大分類 E 製造業、中分類 0 9 食料品製造業 から中分類 3 2 その他の製造業までに分類される業種であって、農産物の加工を 行うもの。ただし、市内で栽培された梨の加工を含むものに限る
 - (3)情報通信に係る事業 大分類G-情報通信業に分類される業種
 - (4)運輸又は物流に係る事業 大分類H-運輸業、郵便業に分類される業種であって、中分類42-鉄道業から中分類48-運輸に附帯するサービス業までに分類される もの
 - (5) 小売に係る事業 大分類 I 卸売業、小売業に分類される業種であって、中分類 5 6 各種商品小売業から中分類 6 0 その他の小売業までに分類されるもの
 - (6)教育又は学習支援に係る事業 大分類O-教育、学習支援事業に分類される業 種(公的機関が設置又は運営するものを除く。)
 - (7) 医療(産科及び夜間診療を行う小児科に限る。)に係る事業 大分類P-医療、福祉、中分類83-医療業、小分類832-一般診療所に分類される業種であって、 病床数が0床から19床までのもの

(8) 農業(植物工場によるものに限る。)に係る事業 大分類A-農業、林業、小分類011-耕種農業に分類される業種であって、閉鎖された施設内において光、温度、湿度その他の生育環境を人工的に制御し、農作物の計画的かつ安定的な生産又は加工を行うもの

Q4.企業立地奨励金の対象となる用途地域を教えてください。

- A4. 企業誘致奨励金の交付対象となる用途地域は、次のとおりです。
 - (1)市街化区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、 商業地域、準工業地域
 - (2) 市街化調整区域 特定流通業務施設地区(国道464号北千葉道路) ※運輸又は物流に係る事業に限る
 - ※新鎌ケ谷特定土地区画整理事業施行区域は交付対象から除きます。
 - ※医療業(産科及び夜間診療を行う小児科)については、用途地域を問わず、市内全域を対象とします。

Q5. 指定企業となるための資格要件を教えてください。

A 5. 指定企業の要件は、新設の場合、投下固定資産額が1億円以上であること、常用雇用 者数が10人以上であることの二つを満たす必要があります。

市内再投資の場合には、既に市内で5年以上事業を継続している企業が対象で、投下 固定資産額が5,000万円以上であること、常用雇用者数が5人以上であることが必 要となります。

このほか、環境に対する必要な保全措置が講じられていることや企業立地の際に適用を受ける各種法令等の規定に適合していること、国税及び地方税を滞納していないこと等が資格要件となります。

Q6. 指定企業となるための手続きの流れを教えてください。

A 6. 指定企業の指定を受けようとする企業は、「各種申請事務の手引き」のP 3 に記載された指定様式に関係書類を添付して、定められた期日までに市に提出してください。 市で提出書類を確認した後、企業誘致審査委員会による審議を経て、指定の可否を決定します。

結果は、書類を受理してから概ね60日以内を目途に申請者宛てに通知します。 なお、指定企業となるための指定申請から企業立地奨励金交付までの流れは、「各種申請事務の手引き」のP18に記載されたフロー図で確認することができます。

Q7.企業立地奨励金の交付要件を教えてください。

A7. 企業立地奨励金の交付申請ができる企業は、Q5に示した資格要件をすべて満たし、 Q6に示した手続きを経て「指定企業」としての指定を受けた企業となります。 このほか、当該事業施設が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条 第1項に規定する風俗営業の用に供する施設等でないこと、鎌ケ谷市暴力団排除条例第 2条各号に掲げる暴力団、暴力団員及び暴力団員等、暴力団等の利益になる行為を行う 者又は暴力団等と密接な関係を有する者に該当しないこと等が交付要件となります。

Q8.企業立地奨励金の交付内容と交付期間を教えてください。

A8.企業立地奨励金は、事業施設を購入するか賃借するかによって交付内容が異なります。 取得型の場合には、固定資産税及び都市計画税相当額の全額ならびに法人市民税相当 額の全額(ただし法人市民税相当額は1年度につき300万円を限度)を、各々5年以 内の期間で交付します。

また賃借型の場合には、法人市民税相当額の全額(ただし1年度につき300万円を限度)を、3年以内の期間で交付します。

Q9. 企業立地奨励金の交付手続きの流れを教えてください。

A 9. Q 7 でも記載しましたが、企業立地奨励金の交付申請を行うことができるのは、事前に「指定企業」としての指定を受けた企業となります。

企業立地奨励金の交付を受けるまでの流れは、「各種申請事務の手引き」のP18に 記載されたフロー図で確認することができます。

Q10.企業立地奨励金はいつ交付されるのか教えてください。

A10.企業立地奨励金は、企業から納付を頂いた固定資産税・都市計画税並びに法人市民 税が原資となります。

このため、指定企業としての指定を受けた直後に到来する年度に賦課された当該税目が納期限内に完納され、額が確定した後の翌年度若しくは翌々年度に交付されることとなります。

Q11. マッチングシステム制度について教えてください。

A 1 1. 千葉県宅地建物取引業協会市川支部及び全日本不動産協会千葉県本部と結んだ協定 に基づき、市内に立地しようとする企業の立地ニーズと協会員の持つ不動産情報との マッチングを図ることで、企業誘致を促進しようとするものです。

土地・建物所有者の皆さまが保有している遊休地や未利用施設の有効活用を促進しようとするものでもあり、企業と地権者の双方をサポートするシステムです。

基本的には、本市が定めた対象業種の企業が進出する場合に活用できるものです。

◆土地・建物所有者様向け◆

Q1. 指定企業誘致致協力者となるための資格要件について教えてください。

A1. 市内に進出しようとする企業等に対し、所有している土地や建物を事業施設(事業用地及び事業用建物)として、売買若しくは賃貸と言う形で提供して頂くことが必要です。 このほか、国税及び地方税を滞納していないことが資格要件となります。

Q2. 指定企業誘致協力者となるための手続きの流れを教えてください。

A 2. 指定企業誘致協力者の指定を受けようとする土地・建物所有者は、「各種申請事務の 手引き」のP 6 に記載された指定様式に関係書類を添付して、定められた期日までに市 に提出してください。

市で提出書類を確認した後、企業誘致審査委員会による審議を経て、指定の可否を決定します。結果は、書類を受理してから概ね60日以内を目途に申請者宛てに通知します。

なお、指定企業誘致協力者となるための指定申請から企業誘致協力金交付までの流れは、「各種申請事務の手引き」のP19に記載されたフロー図で確認することができます。

Q3. 企業誘致協力金の交付要件を教えてください。

A3.企業誘致協力金の交付申請ができるのは、Q1に示した資格要件をすべて満たし、Q 2に示した手続きを経て「指定企業誘致協力者」としての指定を受けた、土地・建物所 有者となります。

このほか、当該事業施設が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業の用に供する施設等でないこと、鎌ケ谷市暴力団排除条例第2条各号に掲げる暴力団、暴力団員及び暴力団員等、暴力団等の利益になる行為を行う者又は暴力団等と密接な関係を有する者に該当しないこと等が交付要件となります。

Q4.企業誘致協力金の交付内容と交付期間を教えてください。

A 4. 企業誘致協力金は、事業施設を売却するか賃貸するかによって交付内容が異なります。 売却型の場合には、固定資産税及び都市計画税相当額の全額を1年以内の期間で交付 します。

また賃貸型の場合には、固定資産税及び都市計画税相当額の全額を3年以内の期間で 交付します。

Q5.企業誘致協力金の交付手続きの流れを教えてください。

A 5. 企業誘致協力金の交付を受けるまでの流れは、「各種申請事務の手引き」のP 1 9 に 記載されたフロー図で確認することができます。

Q6.企業誘致協力金はいつ交付されるのか教えてください。

A 6. 企業誘致協力金は、土地・建物所有者が指定企業に売却もしくは賃貸した土地や建物 に対する固定資産税及び都市計画税が原資となります。

このため、指定企業誘致協力者の指定を受けた直後に到来する年度に賦課された固定 資産税・都市計画税額が納期限内に完納され、額が確定した後の翌年度もしくは翌々年 度に交付されることとなります。

Q7. 売買や賃貸の契約はどのようにするのですか?

A7. マッチングシステムを活用した結果、進出企業との間で土地や建物の売買契約や賃貸借契約を締結することが確実となった段階で、契約行為に関する市の役割は終了します。 その後は、土地・建物所有者と協会員(宅地建物取引業者)、そして企業との間で正式な契約に向けた手続きを行って頂くこととなります。